

5 共用施設の使い方について

階段や廊下といった共用施設は、入居者の皆様が使う施設です。
入居者の皆様が快適に使用していただくため、ルールを守ってください。

(1) 階段、廊下

多くの団地の階段や廊下には、高齢者や歩行が困難な方のために、歩行者用手すりを設置しています。この階段、廊下、手すりを安心してご使用いただくために、廊下や手すりの近くに自転車、バイク、植木（プランター等）、クーラー室外機などを置かないでください。

(2) 排水施設

台所や洗濯場からの排水管は、数軒の排水管が集められて一本の管に繋がっています。1人の不注意で管が詰まると水が逆流し他の人々が大変迷惑しますから、天ぷら油等の残り油や固形物などの詰まりやすいものは流さないよう特に注意してください。

(3) 自転車置場

自転車などは、定められた場所に整理して置いてください。置場のスペースには限りがありますので、不要な自転車などは適切に処分してください。

(4) 集会所

集会所は入居者の福利厚生、文化教養等のための講習会その他の諸行事を行うために使用していただくものです。

なお、政治活動、宗教活動、選挙運動や営利を目的とする使用は禁じられています。

(5) エレベーター

地震や火災時の際の避難にはエレベーターを利用せず、階段を利用してください。

また、エレベーター内で騒いだり、自転車・バイク等の持込みにより、振動や泥・ごみにより運転が停止し、長時間閉じこめられる事故が発生しております。そのため、エレベーター内への自転車・バイクの持込みは、禁止させていただいております。